

基本目標 5 ごみを減量し、資源を有効活用するまちをめざします

5-1 一般廃棄物対策の推進

(1) 現況と課題

ア) 現況

本市では、家庭から排出されるごみを収集所で収集し、市内の4施設で焼却・破砕しています。また、市内の事業者が排出するごみについては、有料で市の施設に持ち込むことができます。

平成29年度のごみ総排出量は約41.5万tで、その内訳は、家庭からの排出量約29.2万t、事業所からの排出量約11.1万t、団体資源回収約1.3万tでした。

これを市民1人1日あたりの総排出量に換算すると約882g/人・日で、平成22年度より62g/人・日減量できました。平成30年3月に改定した「第4次さいたま市一般廃棄物処理基本計画」では、平成39年度までに827g以下/人・日にすることを目標としていますので、達成に向けて引き続きごみ減量を推進していきます。

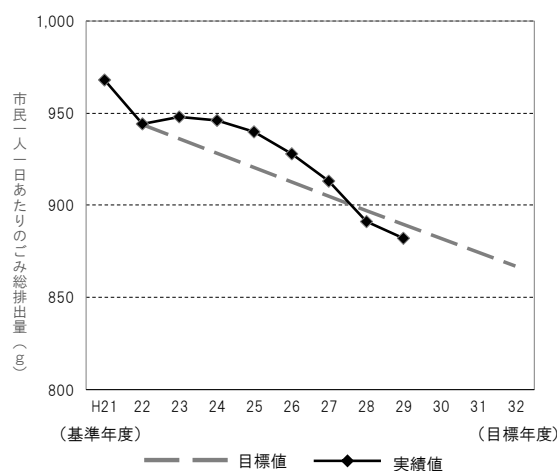


図2-5-1 市民一人一日あたりのごみ総排出量の推移

表2-5-1 《指標》市民一人一日あたりのごみ総排出量の推移

指標	平成22年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	目標値(年度)
市民一人一日あたりのごみ総排出量(g)	944	946	940	928	913	891	882	867 (平成32年度)
対前年度比	基準年度	△	○	○	○	○	○	
対年度目標値比	基準年度	△	△	△	△	○	○	

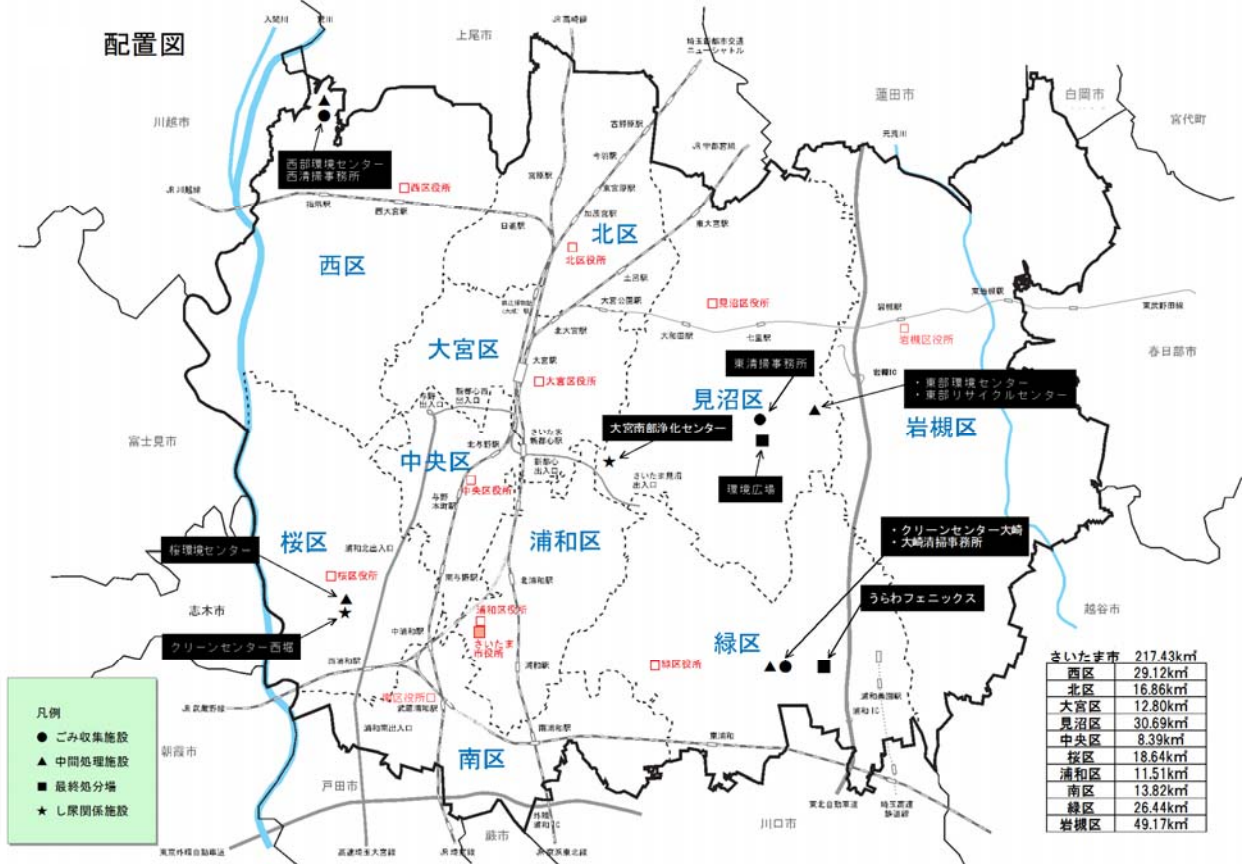
イ) 課題

ごみの総排出量は平成24年度から平成29年度まで減少傾向にあり、平成29年度は家庭系ごみは過去5年間で最も少ない排出量となりましたが、事業系ごみは前年度より400トン増加する結果となりました。さらなるごみ減量を推進するため、事業系ごみの減量施策を検討するとともに、引き続き家庭系ごみ対策として「もえるごみ」に含まれがちな資源物（「その他の紙（雑がみ）」）の分別徹底や、生ごみの水切りなどの減量施策を推進するとともに、食品ロス削減のための施策を推進し発生・排出抑制に取り組んでいきます。

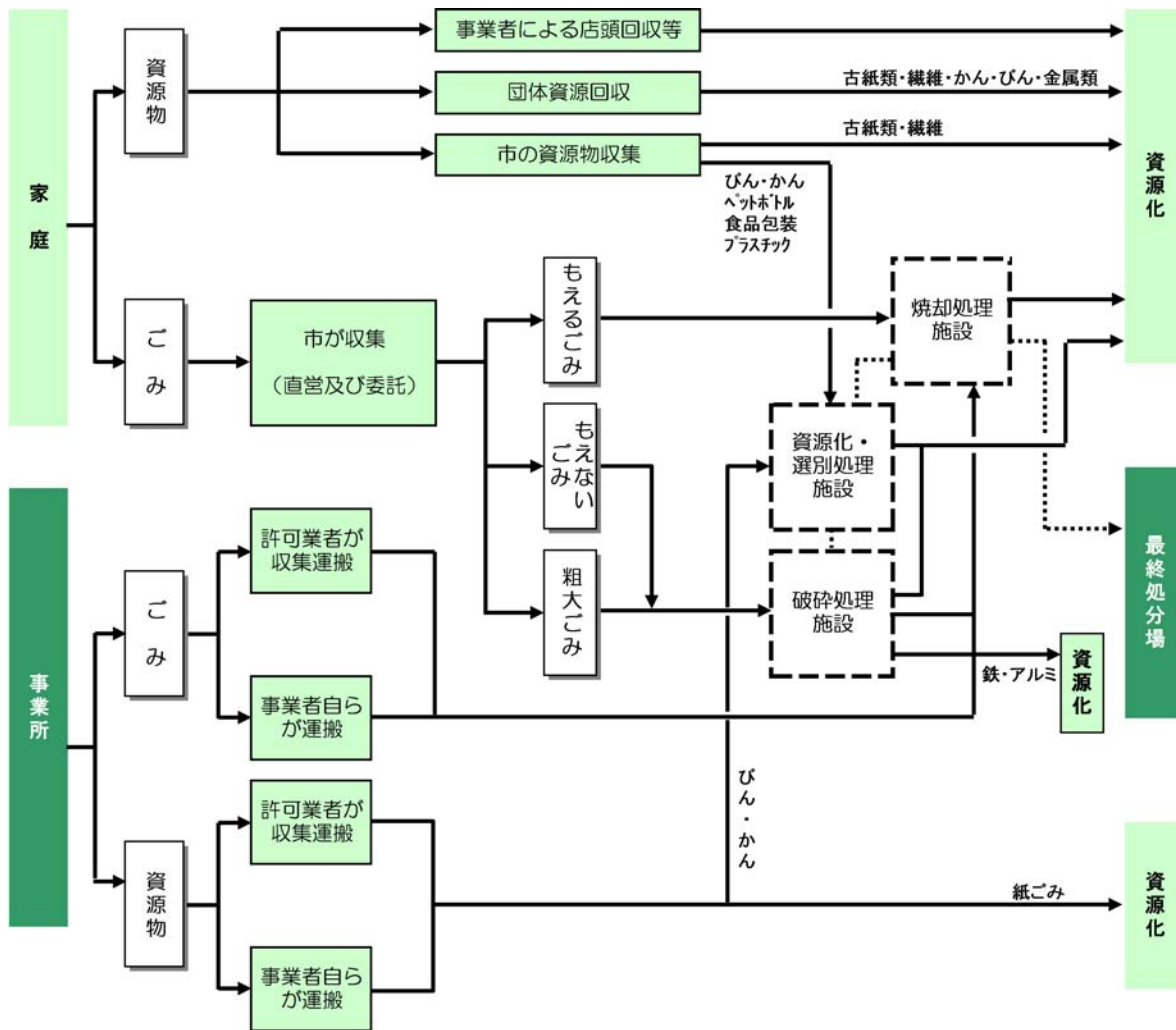
また、小型家電リサイクルなどの「もえないごみ」の減量施策にも取り組んでいきます。

さいたま市のごみ・リサイクルに関連する施設

処理	施設名	能力	竣工	平成30年3月現在の経過年数	熱回収設備の有無
焼却	西部環境センター	300t/24h	平成5年2月	25年	有
	東部環境センター	300t/24h	昭和59年7月	33年	有
	クリーンセンター大崎	450t/24h	平成8年3月	22年	有
焼却・溶融	桜環境センター	380t/24h	平成27年3月	3年	有
灰溶融	西部環境センター	75t/24h	平成5年2月	25年	
破 碎	西部環境センター	75t/5h	平成5年2月	25年	
	東部環境センター	75t/5h	昭和59年11月	33年	
	クリーンセンター大崎	50t/5h	平成8年3月	22年	
	桜環境センター	28t/5h	平成27年3月	3年	
資源化	東部環境センター	46.5t/5h	平成5年4月	24年	
	桜環境センター	63t/5h	平成27年3月	3年	
最終処分	うらわフェニックス	372,700m ³	昭和63年3月	29年	
	環境広場	208,100m ³	平成8年1月	22年	



さいたま市のごみ処理フロー



(2) 個別施策の実施状況と課題**① 発生抑制(リデュース)・再使用(リユース)の推進****■ さいちゃんの3Rパートナーシップ宣言事業【廃棄物対策課】****○ 実施状況**

さいたま市内の事業者や市民団体が、市と連携・協働して循環型社会の構築をめざし、ごみの発生抑制(リデュース)、再使用(リユース)、再生利用(リサイクル)のいわゆる3Rを推進し、積極的にごみの減量に向けた取組を行うことを宣言し、実践するものです。市では、宣言団体の活動内容をホームページ等で紹介して、広く市民に周知するとともに、のぼり旗等を提供し、活動の支援を行います。

本事業は、平成21年度から開始され、2年毎の更新となっております。平成21～22年度を第1期、平成23～24年度を第2期、平成25年度～平成26年度を第3期、平成27年度～平成28年度を第4期として実施され、平成29年度～平成30年度は第5期が実施されています。平成29年度は12事業者、4市民団体が3Rの推進の取組を宣言し、実践しました。

本市では、宣言団体の取組を市ホームページや「さいちゃんの環境通信」で紹介しています。

○ 課題

宣言団体の増加を図り、3Rの推進に努めます。

■ クリーンさいたま推進員事業【資源循環政策課】**○ 実施状況**

地域におけるごみの適正処理、環境美化を推進するため、クリーンさいたま推進員を委嘱し、ごみ出しルールの周知徹底をはじめとする3R推進において地域のリーダーとしての活動をお願いしながら、ごみ減量の推進に取り組んでいます。

各自治会からの推薦に基づき2年間の任期で委嘱しており、平成30年4月1日現在、クリーンさいたま推進員は1,490人います。

○ 課題

クリーンさいたま推進員の委嘱は現在自治会推薦に基づいているため、ごみ出しルールの周知徹底をはじめとする3R推進を強化するには、自治会のない地域に住む市民でもクリーンさいたま推進員ができる方を募集するなどの制度を検討することが必要です。

■ 出前講座の開催【廃棄物対策課】**○ 実施状況**

自治会やサークル、職場の集まり等に職員が出向き、ごみ・資源物の正しい出し方と分別・リサイクルについて説明し、リデュース・リユース・リサイクルへの協力をお願いするなど、ごみ減量の啓発に努めています。

出前講座の開催回数、参加人数の推移

	平成24 年度	平成25 年度	平成26 年度	平成27 年度	平成28 年度	平成29 年度
開催回数(回)	11	10	14	13	8	11
参加人数(人)	670	615	810	710	448	485

○ 課題

引き続き、リデュース・リユース・リサイクルの3Rの啓発に努め、ごみの減量化を推進していきます。

■清掃関連施設の見学者数の状況 【西部環境センター】【東部環境センター】【クリーンセンター大崎】
 【大宮南部浄化センター】【クリーンセンター西堀】【環境施設管理課(桜環境センター)】

○実施状況

本市では、ごみ減量・リサイクルの普及・啓発を図るため、市民等を対象に、資源リサイクル工場などの見学会を実施しています。
 平成29年度の清掃関連施設の見学者数の合計は、平成28年度より減少し、22,896人でした。

清掃関連施設の見学者数(平成29年度)

施設名	区	内容	見学者数(人)
西部環境センター	西区	A	669
東部環境センター	見沼区	A	2,001
東部環境センターリサイクル施設	見沼区	B	2,001
クリーンセンター大崎	緑区	A	2,513
大宮南部浄化センター	見沼区	C	10,062
クリーンセンター西堀	桜区	C	5
桜環境センター	桜区	A、B	5,645
見学者合計(人)			22,896

内容 A:破砕・焼却処理、B:再資源化施設、C:し尿・浄化槽汚泥処理施設

○課題

(西部環境センター)

見学時の限られた時間内でごみ処理の詳細、リサイクル、減量(3R)について理解できるように説明方法等の改善を図っていきます。

(東部環境センター/リサイクル施設)

見学時の限られた時間内でごみの発生から分別、処理、リサイクル、減量(3R)について理解できるように説明方法等の改善を図っていきます。

(クリーンセンター大崎)

社会科見学の一環として小学4年生の見学対応を中心に行っています。限られた時間の中ですが、ごみ処理の過程だけでなく、ごみの分別・リサイクルの大切さについても理解できるように、説明内容を工夫しています。

(大宮南部浄化センター)

見学される方々に合わせてし尿処理の仕組みや、自然庭園や見沼の生きものについて説明を行っています。当センターの出来事をまとめた「みぬま見聞館だより」を発行し、学校や図書館等に配布しました。今後も多くの市民に見学してもらえるよう、周知に努めていきます。

(クリーンセンター西堀)

施設見学の受入れについては、ホームページやさいたま市環境フォーラムなどの機会を通じて周知を行っていますが、申込みが少ない状況です。一人でも多くの市民に施設を見学してもらえるよう、他の環境教育拠点施設においてパネル展示やパンフレットの設置を行うなど、引き続き周知に努めていきます。

(桜環境センター)

小学校の社会科見学や10名以上の団体見学の場合は、事前に申し込みをしていただいた上で、本施設(熱回収施設、リサイクル施設)におけるごみ処理の流れについて説明案内を行っています。

また、予約なしで、平日は1日1回、土・日曜日及び祝日は2回の頻度で一般見学を行っています。

予約状況によっては見学をお断りしなければならないことがあります。

■市民に対するごみ・資源分別の徹底【廃棄物対策課】

○実施状況

家庭から排出されるもえるごみの減量と、リサイクル意識の高揚を図るため、生ごみ処理容器等を購入した世帯に購入費用の一部を補助金として交付しています。

生ごみ処理容器購入補助基数の累計の推移

	平成24 年度	平成25 年度	平成26 年度	平成27 年度	平成28 年度	平成29 年度
生ごみ処理容器 購入補助基数(基)	5,286	5,499	5,690	5,892	6,137	6,319

○課題

ごみの減量化に寄与する生ごみ処理機等をより多くの方に使用していただくために、市報や環境通信等による制度の普及啓発を図り、生ごみの減量化を行っていきます。

■事業者に対するごみの減量化・再資源化の推進【廃棄物対策課】

○実施状況

大規模事業所（事業の用に供する部分の床面積の合計が3,000㎡以上の建築物の所有者等）に対し、「事業系一般廃棄物減量等計画書」の提出を義務付け、また、必要に応じ立入検査による指導啓発を行います。

平成29年度は、723件の計画書が提出されました。計画書の内容を総合すると、これらの対象事業所から発生する事業系ごみの61.6%が資源物として分別されています。また、立入検査未実施の事業者を中心に、82件の訪問指導・啓発を行いました。

減量計画書の提出件数、減量計画書に基づく前年度の資源化率の推移

	平成24 年度	平成25 年度	平成26 年度	平成27 年度	平成28 年度	平成29 年度
減量計画書の提出件数(件)	680	700	632	703	702	723
減量計画書に基づく前年度の 資源化率(%)	63.9	67.3	64.1	64.0	63.2	61.6

○課題

減量等計画書の未提出事業所に対して、催告通知を送付し、提出率を高めます。また、大規模事業所に対する立入検査を積極的に実施していきます。

■親子リサイクル施設見学会【廃棄物対策課】

○実施状況

循環型社会を形成するためには、日常生活で多くの一般廃棄物が発生していること、その一般廃棄物のリサイクルが資源循環の重要な役割を担っていることなど、市民生活とリサイクルが密接な関係にあることを認識していただくことが重要です。そこで、一般廃棄物がどのように処理され、リサイクルされているのかを市民にわかりやすく紹介するため、親子リサイクル施設バス見学会を実施しました。

日程及び見学施設

	実施日数	見学施設
平成27年度	4日間(4コース)	桜環境センター、勝田環境(株)、キムラセイ(株) など全7施設
平成28年度	4日間(4コース)	西部環境センター、日本製紙(株)、リサイクルプラザJBなど全8施設
平成29年度	4日間(4コース)	クリーンセンター大崎、(株)関東エコリサイクル、太平洋セメント(株)など全8施設

参加人数の推移

平成27年度	145人(うち、小学生73人)
平成28年度	124人(うち、小学生63人)
平成29年度	145人(うち、小学生73人)

○課題

見学会開催後のアンケート調査等を通して、市民のニーズを把握し、より効果的な事業とする必要があります。

②再生利用(リサイクル)の推進

■小型家電リサイクル事業【資源循環政策課】

○実施状況

平成26年1月から、使用済みの小型家電を回収しています。小型家電に含まれるレアメタルなどをリサイクルすることで、資源の有効利用や最終処分場の延命化など、環境負荷の軽減を図ります。

回収ボックスは、市内の公共施設52箇所と、民間施設1箇所を設置しており、「30cm×15cm」の投入口から入る家電製品と付属品及び電池を回収しています。

西部環境センター、東部環境センター、クリーンセンター大崎及び桜環境センターで、環境省が資源性と分別のしやすさから特にリサイクルすべきと指定している携帯電話などの特定対象品目を回収しています。

使用済み小型家電回収実績

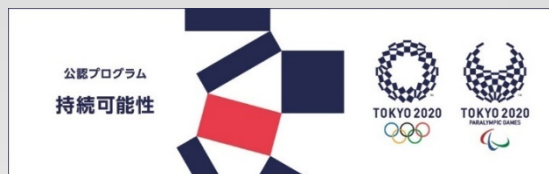
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
回収量(t)	9.98	81.14	87.63	65.30	69.23



○課題

引き続き、広報やホームページでの周知だけでなく、各種イベント会場に回収ボックスを設置し、来場者から小型家電を回収するなど、より一層の小型家電のリサイクルを促進します。

《エコ・ラム6》 「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト」に参加しています



東京2020オリンピック・パラリンピックの金・銀・銅メダル約5,000個を、不用となった携帯電話などの「小型家電」から取り出した希少金属を再生利用して制作することになりました（主催：東京2020組織委員会）。

さいたま市もこのプロジェクトに参加し、メダル製作のために「小型家電」を回収しています。みなさんの思いがこもったメダルを東京2020のアスリートに届けましょう！

市では以下の3つの方法で小型家電を回収しています。

小型家電回収ボックスへの持ち込み

回収品目

① 30cm×15cmの投入口から入る小型家電

例：携帯電話、ノートパソコン、デジタルカメラなど

② アダプタなどの付属品

例：リモコン、ACアダプタなど

③ 電池（充電電池・ボタン電池）

※設置施設など詳細は市のホームページまたは「家庭ごみの出し方マニュアル」をご覧ください。
※電池も回収しますが、メダルにはなりません。

回収場所

区役所など市内54か所

（※平成30年度現在）

★オリンピックバスケットボール競技会場である「さいたまスーパーアリーナ(S1ゲート内)」にも設置しています！（※平成30年6月からメダルプロジェクト終了まで設置）



小型家電回収ボックス

詳しくはWEBで

さいたま市 小型家電

環境センターへの持ち込み

下記の環境センターにお持ち込みください。

回収品目

携帯電話、パソコンなどの特定対象品目

※品目などの詳細は市のホームページをご覧ください。
大きさの制限はありません。

さいたま市 小型家電

回収場所

西部環境センター（西区宝来52-1）

東部環境センター（見沼区膝子626-1）

クリーンセンター大崎（緑区大崎317）

桜環境センター（桜区新開4-2-1）

宅配回収（有料）

国の認定事業者である「リネットジャパン(株)」が宅配回収を実施しています。

回収品目

家電製品400品以上

※テレビ、エアコン、洗濯機・衣類乾燥機、冷蔵庫・冷凍庫を除く

回収方法

リネットジャパン(株)のホームページから申し込むと、宅配業者がご自宅まで回収に伺います（1箱1,500円）。

※パソコンを含む場合は回収料金が無料になります

詳細・申込はWEBで

リネットジャパン

※最新の情報はホームページでご確認ください。

**メダルプロジェクトは平成31年春頃終了予定ですが、
小型家電のリサイクルは引き続き上記の方法で受け付けます！**

■市全体のリサイクルシステムの構築【資源循環政策課】

○実施状況

本市の廃棄物処理システムを資源循環型のものとするため、家庭から排出される資源物の分別収集とともに、市内4ヶ所の焼却施設で焼却残渣等の資源化に取り組んでいます。

そのうち、西部環境センター、東部環境センター、クリーンセンター大崎の3つの焼却施設では、ごみを焼却した後に発生する焼却灰と飛灰の一部をセメント原料として再利用しています。

また、西部環境センターと桜環境センターでは、焼却残渣等から熔融スラグと熔融メタルを生成し、再生資源として有効利用しています。桜環境センタ

ーは平成27年度から稼働を開始しており、平成29年度の熔融スラグと熔融メタルの有効利用量は稼働前の平成26年度に比べて約160%増加しています。

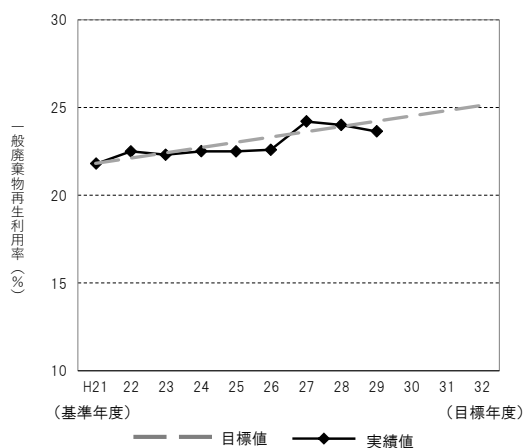


図2-5-2 一般廃棄物再生利用率の推移

表2-5-2 《指標》一般廃棄物再生利用率の推移

指標	平成21年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	目標値(年度)
一般廃棄物再生利用率(%)	21.8	22.5	22.5	22.6	24.2	24.0	23.6	25.1 (平成32年度)
対前年度比	基準年度	○	△	○	○	△	△	
対年度目標値比	基準年度	△	△	△	△	△	△	

ごみの総排出量、資源化量の推移

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
ごみの総排出量(t)	429,489	429,677	426,913	423,694	415,997	415,385
資源化量(資源物及び焼却灰等の再利用)(t)	96,541	96,570	96,354	102,521	99,764	97,917

○課題

分別意識や景気の低迷などの要因により、資源物を含めたごみ排出量が年々減少傾向にあることから、もえるごみの中に含まれる「その他の紙(雑がみ)」などの資源物の分別徹底、団体資源回収運動のさらなる推進などを図り、資源化量を増加する必要があります。

■リサイクル基金活用事業(「環境通信」の作成と全戸配布)【廃棄物対策課】

○実施状況

分別収集した資源物の売却収入の一部を積み立てた「リサイクル基金」を活用して、「さいちゃんの環境通信」を作成し、市内へ全戸配布を行うことで、循環型社会構築に向けた市民意識の向上をめざしています。

平成29年度は、合計591,000部(1回発行)の「環境通信」を作成・配布しました。

○課題

「さいちゃんの環境通信」については、掲載内容の充実を図るとともに、より一層読みやすい紙面となるよう努めます。

■家庭から排出される資源物【資源循環政策課】

○実施状況

資源物は、収集所から回収されるほかに、自治会・子ども会・小学校・PTAなどの団体が実施している団体資源回収運動を通じて回収され、再生利用事業者などによって資源化されています。

平成29年度に家庭から排出された資源物は、平成28年度より少し減少し、約6万3千tでした。

また、家庭から排出された一人一日あたりの資源物は、約133g/人・日となっています。

健全な循環型社会を形成するためには、従来、ごみとしていたものを資源物として分別すれば済むものではなく、資源物を含めた総排出量の削減も同時にめざしていくことが重要です。

○課題

分別啓発の浸透や景気の低迷などの要因により、資源物を含めた総排出量は年々減少傾向にあるなかで、さらに資源化量を増加するためには、もえるごみに混入して排出されてしまいがちな「その他の紙(雑がみ)」などの資源物の分別徹底、団体資源回収運動のさらなる推進などを図る必要があります。

■団体資源回収運動補助事業【廃棄物対策課】

○実施状況

本市では、子供会、自治会、小・中学校のPTAなどの営利を目的としない団体に呼びかけて、古紙類、瓶類、繊維類、空き缶、金属類を定期的に回収し資源物回収業者に引き渡す団体資源回収運動を進めています。年4回以上、合計2,000kg以上の資源回収を行った団体に対して、1kgあたり5円の補助金を、予算の範囲内にて交付しています。(上限100万円)

団体資源回収運動の平成29年度における実施団体数は468団体となっており、前年度から5団体増加しました。

団体資源回収運動実施団体数、資源の回収量、補助額の推移

	平成24 年度	平成25 年度	平成26 年度	平成27 年度	平成28 年度	平成29 年度
団体資源回収運動 実施団体数(団体)	438	439	442	455	463	468
資源の回収量(t)	15,406	15,586	15,248	14,586	13,726	13,163
補助額(円)	73,178,600	74,393,100	73,419,100	70,643,500	67,016,100	64,456,000

○課題

さらなる実施団体数及び回収量の増加をめざし、引き続き推進活動を行います。

■ 残渣処分事業(残渣処分最終処分場延命化対策事業)

【西部環境センター、東部環境センター、クリーンセンター大崎、環境施設管理課(桜環境センター)】

○ 実施状況

市の焼却施設から発生する焼却残渣(焼却灰等)は、セメントや人工砂の原料として使用されるほか、熔融処理(スラグ化)の後、公共工事で使用するアスファルト混合物、コンクリート2次製品等の土木資材の一部として資源化することにより最終処分場の延命化を図っています。

平成29年度において、市内焼却施設から発生した焼却残渣(焼却灰等)のうち、概ね68%となる約32,500tを資源化しました。

○ 課題

市内で新たな最終処分場用地の確保が困難なことから、更なる資源化を図ることで、まずは市内最終処分場の延命化を図るよう努めます。

■ し尿汚泥の堆肥原料としての再生促進【大宮南部浄化センター】

○ 実施状況

大宮南部浄化センターでは、し尿や浄化槽汚泥を処理した後に発生する汚泥の一部を堆肥化し、肥料として再生しています。

汚泥発酵肥料は生産量に限りがあることから、1回に1世帯5袋(10kg入)までの予約販売としており、申し込み多数により3か月程度での引渡しとなっています。

し尿汚泥の再生(堆肥化)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
リサイクル率(%)	38.8	38.5	37.5	38.5	38.8	43.3
し尿汚泥の再生利用量(t)	291	264	249	239	234	241

○ 課題

堆肥化設備を適切に維持管理し、良質で安定した肥料への再生に努めます。

■ 中央区役所における紙類の再資源化の促進(「ラ・ミーゴ作戦」への参加)【中央区役所総務課】

○ 実施状況

中央区役所では、さいたま商工会議所と野支所が行っている紙類の再生事業「ラ・ミーゴ作戦」に参加しています。この事業は、オフィス等から排出される紙類の再生資源を効率的に回収し、資源循環型社会の実現をめざすことを目的としています。

平成29年度には、合計で約14tの紙類を再資源化のルートに回しました。

紙類の回収量の推移

		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	
回収量(kg)	合計	15,580	13,970	15,480	15,120	13,400	14,550	
	内訳	新聞紙	2,390	1,480	1,620	1,250	1,710	990
		雑がみ	11,630	10,100	11,500	11,310	9,030	10,730
		段ボール	2,390	2,390	2,360	2,560	2,660	2,830

○ 課題

例年、約14tの資源ごみを再資源化しています。今後もこの活動を実施し環境負荷低減に貢献します。

■ 事業系ごみのリサイクルの促進【廃棄物対策課】

○ 実施状況

事業所から排出されるびん、かん及び紙ごみのリサイクルルートを独自に構築し、170円/10kgである処理手数料を、東部環境センター及び本市が指定する資源物中間処理施設へ搬入した場合は100円/10kgに減額することで、事業系資源物のリサイクルの促進を図っています。

事業系資源物資源化実績の推移

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
事業系資源物搬入量(t)	1,605	1,450	1,561	1,482	1,438	1,370

○ 課題

搬入量をさらに増加させるため、事業所に対する指導・啓発・立入調査をさらに徹底し、事業者が自主的に資源物を東部環境センターや市指定施設へ持ち込むよう、制度の普及を図る必要があります。

③適正処理の推進

■適正処理の推進【環境施設管理課】

○実施状況

市内4つのごみ処理施設で焼却されたあとの焼却灰（資源化されない部分）などの残渣類は、市内のうらわフェニックスと環境広場の2つの最終処分場のほか、県外最終処分場で埋立処分しています。

最終（埋立）処分量の合計は、平成29年度では約1.6万tとなり、平成26年度の約2.6万tと比べて大幅に減少しました。

一方、残渣の有効利用量は、平成27年度に桜環境センターが供用開始されて以来大幅に増加しました。平成26年度では約2.2万tでしたが、平成29年度では約3.2万tに増加し、残渣発生量のうち約68%はセメント等の原料として提供するなど、埋立処分せずに資源化を図っています。

なお、平成29年度末時点での市内最終処分場の残余容量は、約9.4万m³となっています。また、埋立率では、うらわフェニックスが約78%、環境広場が約94%となっています。

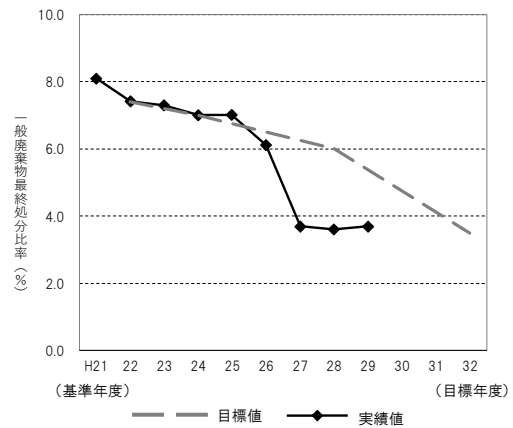


図2-5-3 一般廃棄物最終処分比率の推移

表2-5-3 《指標》一般廃棄物最終処分比率の推移

指標	平成22年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	目標値(年度)
一般廃棄物最終処分比率(%)	7.4	7.0	7.0	6.1	3.7	3.6	3.7	3.5%以下(平成32年度)
対前年度比	基準年度	○	△	○	○	○	△	
対年度目標値比	基準年度	△	△	○	○	○	○	

ごみ総排出量・最終処分量の推移

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
ごみ総排出量(t)	429,489	429,677	426,913	423,694	415,997	415,385
最終処分量(t)	30,144	29,899	25,984	15,474	15,113	15,515

○課題

市内最終処分場は残余容量が年々少なくなっているため、秋田県小坂町、山形県米沢市及び群馬県草津町の民間最終処分場と契約しており、本市の最終処分量のうち約半分を県外での処分に依存している状況です。一方で、今後新たに最終処分場用地を確保することは、都市部という本市の地域性から非常に困難となっています。

このため、今後も最終処分場の埋立容量を確保していくため、焼却灰をセメントや人工砂の原材料として有効利用するなど、引き続き埋立処分量を削減していく必要があります。

■廃棄物処理施設の整備【環境施設整備課】

○実施状況

市内4つの施設でごみ処理を行っている現在の体制を3つの施設に再編することとしており、老朽化した西部環境センターと東部環境センターを1つに統合し、東部環境センターの位置にサーマルエネルギーセンターとして更新する事業を進めています。

平成29年度には、サーマルエネルギーセンター整備事業の事業化手法をD B O (Design Build Operate)方式に決定しました。なお、リサイクルセンターの運營業務は、市内企業の参入機会創出のため、一体発注から分離することにしました。

○課題

サーマルエネルギーセンターの施設整備にあたっては、最終処分量の低減、高効率エネルギー回収、災害時に備えた施設の強靱化などが検討課題としてあります。

■不法投棄対策事業【産業廃棄物指導課】

○実施状況

不法投棄を未然に防止し、良好な生活環境を確保するため、関係部署と連携を図り、早朝・夜間などの監視パトロールを実施するとともに、不法投棄されやすい場所へ監視カメラや不法投棄防止警告看板を設置しています。

平成29年度は、監視パトロールを332回実施しました。夜間の監視パトロールは、民間警備会社に委託して毎日実施しました。

監視カメラは、耐用年数を経過した4台のカメラを交換しました。設置台数は昨年同様に市内に30台設置しています。

○課題

不法投棄の多い地区を重点的に監視パトロールするとともに、市民及び事業者に対する啓発活動を行う必要があります。

■事業系ごみの適正処理の指導【廃棄物対策課】

○実施状況

事業系ごみの適正処理の推進を図っています。

家庭ごみの収集所へ事業系ごみを排出している事業者への訪問・文書指導を行いました。また、「事業ごみの処理ガイド」を区役所くらし応援室窓口や清掃センターなどで配布しているほか、さいたま市一般廃棄物収集運搬許可業者に配布し、排出事業者への情報伝達を図っています。

さらに、平成21年度から22年度にかけて、タウンページに掲載されている事業所の中から本市一般廃棄物収集運搬許可業者と事業系ごみの収集運搬契約をしていない事業所を抽出し、事業系ごみの適正処理及びリサイクルの推進について啓発するダイレクトメールを発送しました。平成23年度からは、新規事業所を抽出し発送しています。

ダイレクトメール発送件数の推移

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
送付事業所数(件)	1,421	1,100	980	969	964	3,235
送付対象区	全区	全区	全区	全区	全区	全区

○課題

新規事業所は毎年度増えるため、引き続き訪問や文書により啓発及び指導を行っていく必要があります。

■市民参加による不法投棄物撤去・ごみ回収の実施【資源循環政策課】

(綾瀬川流域クリーン大作戦、荒川クリーン協議会不法投棄物一斉撤去、ごみゼロキャンペーン市民清掃活動)

○実施状況

【不法投棄物の撤去作業】

ごみが散乱している場所には、さらなる不法投棄が行われやすい傾向がありますが、市民が清掃を行うことで、地域社会に不法投棄を許さない環境が醸成されます。

そこで、平成29年度は雨天中止となりましたが、毎年10月頃、ボランティア団体参加の清掃活動として、「綾瀬川流域クリーン大作戦」を行っています。

また、さいたま市・上尾市地区荒川クリーン協議会主催による荒川河川敷不法投棄物一斉撤去作業を実施する予定でしたが、一斉撤去作業現地確認を行ったところ、例年に比べごみの量が少ないため平成29年度は中止となりました。

【ごみゼロキャンペーン】

市内全域を対象にした活動としては、5月30日の「ごみゼロの日」に近い5月の日曜日（平成29年5月28日）に、「さいたま市ごみゼロキャンペーン市民清掃活動」として、道路、公園等のポイ捨てごみの収集を行いました。

104,567人が参加し、収集したポイ捨てごみは59,710kgになりました。

綾瀬川流域クリーン大作戦、荒川クリーン協議会不法投棄物一斉撤去、ごみゼロキャンペーン市民清掃活動参加者数の推移

	平成24 年度	平成25 年度	平成26 年度	平成27 年度	平成28 年度	平成29 年度
綾瀬川流域クリーン大作戦(人)	162	152	154	114	196	雨天 中止
荒川クリーン協議会不法投棄物 一斉撤去(人)	83	119	127	雨天 中止	62	中止
ごみゼロキャンペーン 市民清掃活動(人)	95,582	91,676	96,618	95,537	97,987	104,567

○課題

ごみゼロキャンペーンの参加者が増加するよう、広報媒体の種類を増やし、より一層の啓発を図ります。

■路上喫煙及びポイ捨て防止の強化【資源循環政策課】

○実施状況

人が多く集まる路上での喫煙は、ほかの歩行者への火傷や被服の焼け焦げ、また、吸い殻のポイ捨て、さらには、吸い殻の不始末による火災に至るまで、さまざまな問題が指摘されています。

このため、『さいたま市路上喫煙及び空き缶等のポイ捨ての防止に関する条例』を施行し、快適な生活環境の確保と、安全・安心できれいなまちづくりを進めることをめざしています。

平成19年6月には大宮、浦和及び南浦和駅周辺を、また平成23年6月には北浦和、武蔵浦和、東大宮及び宮原駅周辺を路上喫煙禁止区域及び環境美化重点区域に指定し、環境美化指導員が巡回指導を行うことにより、路上喫煙及びポイ捨て行為の減少に一定の効果が得られています。

○課題

路上喫煙禁止区域における分煙環境の整備を進めるとともに、路上喫煙・ポイ捨て防止キャンペーンを定期的実施するなど、啓発を強化する必要があります。

■ごみ分別アプリ配信事業【資源循環政策課】

○実施状況

近年のスマートフォンの普及に合わせ、平成27年8月から「ごみ分別アプリ」を無料で配信しています。アプリを利用することで、ごみの出し方や分別方法などについての情報を簡単に検索することができます。「ごみ分別辞典」と「収集日カレンダー」の機能については、同様のものがさいたま市のホームページ上でも利用できるようになっていました。

また、平成28年12月から「外国語版ごみ分別アプリ」の配信を開始しました。外国語版は英語、中国語、韓国語及びポルトガル語に対応しています。

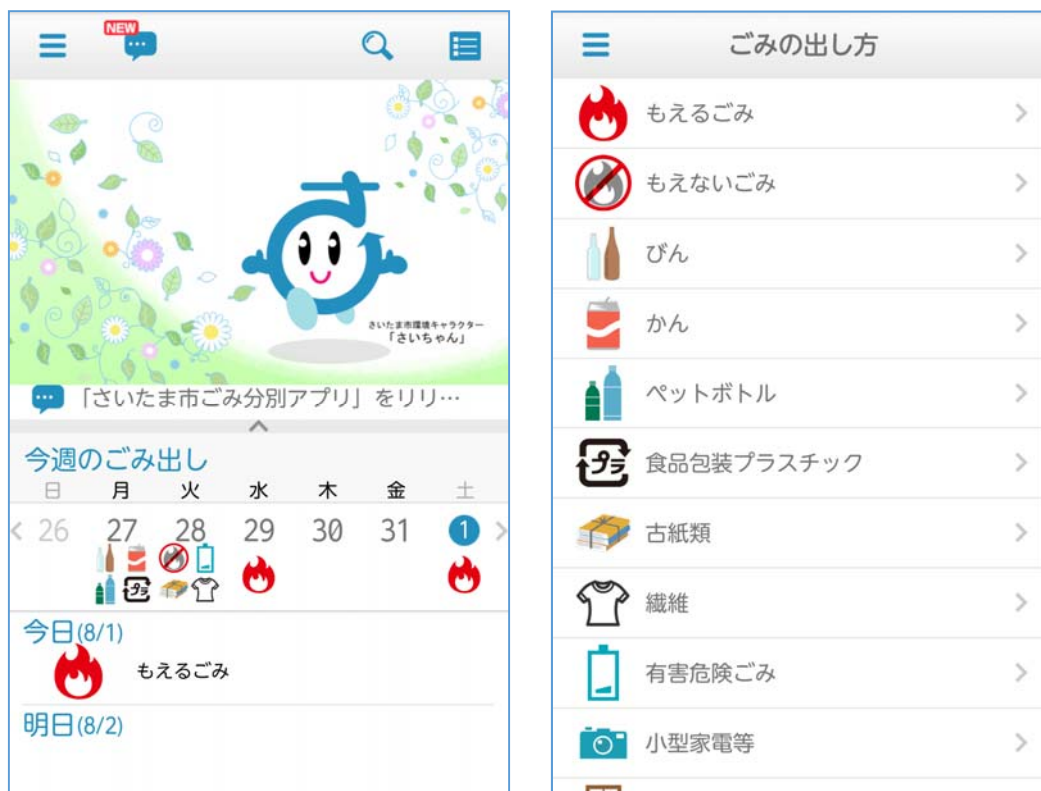
ごみ分別アプリダウンロード数

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
日本語版ダウンロード数	12,804 ※平成27年8月～平成28年3月の実績	21,915	25,535
外国語版ダウンロード数	-	170 ※平成28年12月～平成29年3月の実績	411

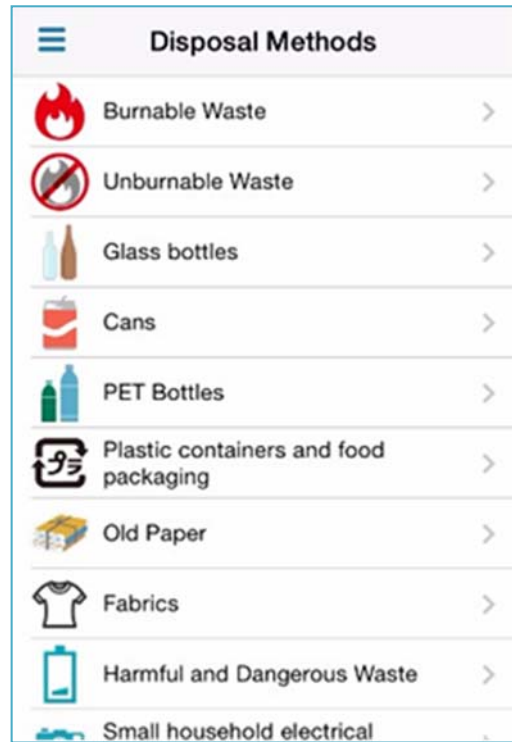
ホームページ利用者数(日本語版のみ)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度
アクセス数		43,627	108,688	316,007
クリック(検索)数	分別辞典	18,722	60,988	183,011
	カレンダー	10,348	35,388	116,295

※ 平成27年度は、平成27年8月～平成28年3月の実績



「ごみ分別アプリ」操作画面(日本語版)



「ごみ分別アプリ」操作画面(英語版)

○課題

広報誌へ掲載し周知するほか、各種イベントにてPR活動を行っていくなど、積極的に利用促進を図る必要があります。

《エコ・ラム7》 マイクロプラスチックについて

近年、「マイクロプラスチック」と呼ばれるプラスチックごみによる海洋汚染が、世界的な環境問題として認識されるようになりました。

マイクロプラスチックとは、通常直径5mm以下の微小なプラスチックのことを指し、発生源は大きく2つに分けられます。一次マイクロプラスチックは、洗顔料や化粧品などに使われる元々微小なサイズで製造されたプラスチックが、下水処理などを通り抜けて河川、海などへ流出するもので、二次マイクロプラスチックは、捨てられたペットボトルやビニール袋などのプラスチック製品が自然環境の中で劣化し、粉々になることで発生します。

プラスチックは自然界で分解されにくく、海へ流出したマイクロプラスチックは年々蓄積され増加していきます。また、マイクロプラスチックは、海洋中の有害物質を吸着しやすい性質があると言われ、海鳥や魚介類、プランクトンなどが摂食（誤飲）するため生態系への悪影響が懸念されており、食物連鎖を通じて、人間へ影響を及ぼす可能性も指摘されています。

現在、海洋には1億5000万トン以上のプラスチックが存在していると推計されていますが、このまま何も対策が講じられない場合、2050年には海洋中のプラスチックの重量が魚の重量を上回るといった報告もあり、海洋への流出防止を目的とした具体的な取組が各国で始まっています。

日本国内では、第4次循環型社会形成推進基本計画を2018年6月に閣議決定し、2019年のG20サミットに向けて、プラスチックの資源循環を総合的に推進するための戦略（「プラスチック資源循環戦略」）を策定することとしました。環境省がまとめた素案では、プラスチック排出量の削減やプラスチック製容器包装のリサイクル・再利用の割合が数値目標として掲げられています。

また、同月に改正された海岸漂着物処理推進法では、事業者に対してマイクロプラスチックの使用抑制などを求めています。

プラスチックごみ削減のための国際的な動きはここ最近加速してきており、プラスチック製品の提供禁止などの措置をとる地域やプラスチック製ストローなどの廃止を決めた企業もあります。今後、具体的な規制の動向が注目されるとともに、私たちも使い捨てのプラスチック製品は使わない、ポイ捨てはしないなど、個人でできることを考え、実践することが必要です。

5-2 産業廃棄物対策の推進

(1) 現況と課題

ア) 現況

工事・事業場や建設現場などの事業活動から発生する廃棄物のうち、廃棄物処理法に定められた20種類のものが「産業廃棄物」と定義されています。このうち、爆発性・毒性・感染性などのおそれがあるものが「特別管理産業廃棄物」として区分されています。産業廃棄物の処理責任は排出事業者にあり、排出事業者は自ら又は産業廃棄物処理業者へ委託することにより産業廃棄物を適正に処理しなければなりません。

排出事業者から提出された平成28年度における産業廃棄物管理票交付等状況報告書によると、市内で発生した産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を含む。）の量は約882千tで、がれき類が全体の約34%、汚泥が全体の約19%を占めました。

本市では、産業廃棄物の適正処理と3R（発生抑制、再使用、再生利用）を推進するため、関係事業所への立入検査や報告徴収、適正処理講習会の開催等を通して、指導及び啓発を行っています。

また、産業廃棄物の不法投棄、野焼きなどについては、パトロール等の監視体制を強化し、未然防止と早期発見に努めています。

これらの不適正処理に対しては、速やかに実態を調査し、行為者が特定できたものについては改善指導を行っています。改善指導件数は下表のとおりです。

産業廃棄物市内発生量

	産業廃棄物 (t)	特別管理 産業廃棄物 (t)
汚泥	170,413	—
がれき類	297,067	—
廃油	23,280	399
廃プラスチック類	114,571	—
ガラスくず・陶磁器くず等	77,703	—
金属くず	17,435	—
感染性産業廃棄物	—	22,121
廃酸・廃アルカリ	4,059	607
その他	152,381	1,997
小計	856,909	25,124
合計	882,033	

※ 市内発生量は、平成28年度産業廃棄物管理票交付等状況報告書による集計値です。

産業廃棄物不適正処理改善指導件数の推移

	平成24 年度	平成25 年度	平成26 年度	平成27 年度	平成28 年度	平成29 年度
不法投棄(件)	6	5	13	5	9	31
野外焼却(件)	31	17	9	7	7	8
保管基準違反(件)※	19	18	9	17	20	3
合計(件)	56	40	31	29	36	42

※ 保管基準違反には、廃棄物の保管に伴う騒音、粉じん、悪臭等の発生を含みます。

イ) 課題

循環型社会の構築に資するため、産業廃棄物の3Rを更に推進し、最終処分量を削減する必要があります。

不法投棄等の産業廃棄物の不適正処理は、生活環境保全上の大きな支障となることが少なくないため、引き続き、監視・指導を徹底し、その未然防止と早期発見に努める必要があります。

(2) 個別施策の実施状況と課題

① 発生抑制(リデュース)・再使用(リユース)・再生利用(リサイクル)の推進

■ 産業廃棄物処理【産業廃棄物指導課】

○ 実施状況

市内には産業廃棄物最終処分場はなく、焼却、破砕などにより中間処理された産業廃棄物のうち再生利用されないものは市外の最終処分場へ埋め立てられています。

産業廃棄物の排出量及び最終処分量の現状を把握するため、平成17年度に「さいたま市産業廃棄物処理指導計画」を策定し、5年ごとに計画の見直しを行うこととしました。

平成22年度に初回の見直しを実施した結果、中間目標である「最終処分量22千トン（最終処分率2%）」については達成できました。

平成27年度に実施予定の二回目の見直しに係る産業廃棄物の現状把握のため、平成26年度に産業廃棄物の実態調査を実施しました。その結果、最終処分量は22千トンであり、平成22年からほぼ横ばいでした。平成27年度の目標として設定した最終処分量である10千トンの達成は困難な状況ですが、最終処分率は1.4%と平成22年度と比較して低下しています。

今後は、計画最終年度である平成32年度に向けて最終処分量及び最終処分率のさらなる削減に取り組んでまいります。

表2-5-4 《指標》産業廃棄物最終処分率の推移

指標	平成22年度	平成27年度	目標値(年度)
産業廃棄物最終処分率(%)	1.7 (平成20年度実績)	1.4 (平成25年度実績)	1.2 (平成32年度(平成30年度実績))
対前年度比	基準年度	○	
対年度目標値比	基準年度	○	

※ 最終処分率は、実態調査の総排出量と最終処分量から求められます。

産業廃棄物排出量・最終処分量の推移

	平成20年度	平成25年度	平成30年度 予測値
産業廃棄物排出量 (千t/年)	1,438	1,566	1,604
産業廃棄物最終処分量 (千t/年)	25	22	23

※総排出量及び最終処分量は、5年ごとに実施している実態調査により算出した数値です。

○ 課題

循環型社会の構築に資するため、産業廃棄物の3R（発生抑制、再使用、再生利用）を推進し最終処分量を削減する必要があります。

■産業廃棄物の3Rの推進【産業廃棄物指導課】

○実施状況

最終処分量を減らすためには、発生した産業廃棄物の分別を徹底し、3Rを推進することが必要です。このため、本市では、事業場や建設現場への立入検査を行う際、産業廃棄物の分別状況や再資源化の取組状況などを確認・指導しました。また、廃棄物の適正処理に対する意識や環境意識の向上を目的に排出事業者を対象とした講習会や市民が参加する施設見学会などを開催し、産業廃棄物の適正処理と3Rの普及・啓発を行いました。

○課題

3Rに取り組む事業者に対し、立入検査、講習会を通して積極的に支援していく必要があります。

■排出事業者を対象とする産業廃棄物処理実務者研修会の実施【産業廃棄物指導課】

○実施状況

市内における産業廃棄物の排出事業者を対象に、産業廃棄物の排出事業者責任及び適正処理に関する知識及び意識の向上等を目的とした研修を実施しました。

平成29年度の産業廃棄物排出事業者研修会の参加者は61名でした。

○課題

排出事業者の廃棄物の適正処理に対する意識や環境意識の向上を図るために、多岐にわたる業種の排出事業者を対象とした研修会も行うなどして、さらなる啓発を進める必要があります。

■下水処理センターで排出する汚泥のセメント原料としての再資源化の促進【下水処理センター】

○実施状況

下水処理センターでは、排出する下水汚泥の全量について、セメント原料として再資源化ルートに回しています。

下水処理センターの汚泥再利用(セメント原料化)の推移

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
リサイクル率(%)	100	100	100	100	100	100
排出汚泥量(t)	1,483	1,488	1,489	1,249	1,484	1,421

○課題

今後も下水汚泥のリサイクル率100%を維持していきます。

■市民参加による産業廃棄物処理施設見学会の実施【産業廃棄物指導課】

○実施状況

循環型社会を形成するためには、便利で快適な日常生活を支える生活用品、電気、飲用水等の生産過程から多くの産業廃棄物が発生していること、その産業廃棄物の処理が資源循環の重要な役割を担っていることなど、市民生活と産業廃棄物が密接な関係にあることを認識していただくことが重要です。そこで、産業廃棄物がどこから発生し、どのように処理され、再資源化されているのかを市民にわかりやすく紹介するため産業廃棄物処理施設見学会を実施しました。

平成29年度には、市内在住の小学校4年生とその保護者を対象に、以下のとおり見学会を実施しました。

平成29年度見学会実施コース

1回目	7月25日	アサヒビール(株) 茨城工場(茨城県守谷市)→(有)太盛リサイクルセンター(さいたま市浦和区)
2回目	7月27日	(株)クレハ環境 ウェステックかながわ(神奈川県川崎市)→ペトリファインテクノロジー(株)(神奈川県川崎市)
3回目	7月28日	雪印メグミルク(株) 野田工場(千葉県野田市)→(有)太盛リサイクルセンター(さいたま市浦和区)

産業廃棄物処理施設見学会 参加人数の推移

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
1回目(人)	30	30	30	27	26	30
2回目(人)	26	38	28	20	26	30
3回目(人)	28	30	30	-	28	30
4回目(人)	32	30	-	-	-	
合計(人)	116	128	88	47	80	90

○課題

見学会開催後のアンケート調査等を通して、市民のニーズを把握し、より効果的な事業とする必要があります。

■市が発注する公共工事におけるリサイクルの推進【技術管理課】

○実施状況

本市では、公共工事の実施にあたり、再生アスファルト合材・再生砕石・再生砂等の再生資源の利用を促進するとともに、工事に伴って発生するアスファルトコンクリート殻・コンクリート殻・建設汚泥・建設発生木材等の産業廃棄物の再生利用の促進(再資源化)や建設発生土の再利用の促進に取り組んでいます。

○課題

本市が発注する公共事業において、更なるリサイクルの推進を図ります。

②適正処理の推進

■産業廃棄物適正処理の促進(産業廃棄物の排出事業者)【産業廃棄物指導課】

○実施状況

本市では、主に多量排出事業者の事業場、建築物解体現場、病院等の医療系廃棄物排出事業場、産業廃棄物処理施設設置事業場等への立入検査を行っています。

立入検査においては、主に産業廃棄物の保管状況や委託処理状況を確認・指導しています。

特に、産業廃棄物の多量排出事業者に対しては、法や条例に基づき事業者が作成した廃棄物処理計画により産業廃棄物の排出抑制や再生利用に努めるよう指導しています。

産業廃棄物排出事業者などへの立入検査件数の推移

	平成24 年度	平成25 年度	平成26 年度	平成27 年度	平成28 年度	平成29 年度
産業廃棄物処理施設を設置している事業場(自己処理施設)(件)	15	18	16	17	9	8
一般廃棄物処理施設(件)	19	16	17	18	13	14
病院等の医療系廃棄物排出事業場(件)	49	48	55	51	47	35
建築物解体現場※(件)	190	205	238	133	116	47
廃石綿等排出現場(件)	51	43	42	42	31	13
多量排出事業者の事業場(件)	39	56	59	44	29	18
合計(件)	363	386	427	305	245	135

※建設リサイクル法に基づく届出のあった建築物解体現場等

○課題

産業廃棄物の適正処理を指導するだけでなく、事業者が自ら行う3R等の環境保全活動を支援していく必要があります。

また、最終処分量を削減するには、再生利用が進んでいない建設系混合廃棄物、建設汚泥等の排出抑制や再生利用を促進することが重要になります。

■産業廃棄物適正処理の促進(産業廃棄物処理事業者)【産業廃棄物指導課】

○実施状況

産業廃棄物の処理責任は排出事業者にあります。適正処理を確保するためには、産業廃棄物処理業者に対しても指導・啓発を行う必要があります。本市では、市内の産業廃棄物の中間処分場や積替え保管施設への立入検査を定期的に行い、施設の維持管理、産業廃棄物の保管及び産業廃棄物管理票の交付状況等を確認し、適正処理を指導しています。

産業廃棄物処理業者への立入検査件数の推移

	平成24 年度	平成25 年度	平成26 年度	平成27 年度	平成28 年度	平成29 年度
立入検査件数(件)	163	154	142	153	160	118

○課題

産業廃棄物の適正処理を推進するため、優良な産業廃棄物処理業者を育成する必要があります。

■土砂の適正処理対策【産業廃棄物指導課】

○実施状況

本市では、無秩序な土砂のたい積を防止するため、「さいたま市土砂のたい積等の規制に関する条例」に基づき、面積が500㎡以上の埋立てや盛土を行う場合は許可の対象としています。

平成29年度には、この条例に基づき18件について審査し、許可を行いました。

土砂のたい積の許可件数の推移

	平成24 年度	平成25 年度	平成26 年度	平成27 年度	平成28 年度	平成29 年度
たい積許可件数(件)	73	75	64	30	8	18

○課題

条例遵守の指導を徹底するなど、不法な土砂のたい積の未然防止を図る必要があります。

■使用済自動車のリサイクルに対する指導【産業廃棄物指導課】

○実施状況

「自動車リサイクル法」では、使用済自動車から出る有用資源の再資源化等を適正かつ円滑に実施すべきことが定められています。本市では、使用済自動車の引取業者及びフロン類回収業者の登録並びに解体業者及び破碎業者の許可を行っています。

これらの事業者に対しては、立入検査を行い、処理状況を確認・指導しています。

平成29年度には使用済自動車の解体業者及び破碎業者に対して立入検査を40件実施し、解体作業場、保管場所及び自動車リサイクルシステムの移動報告等の確認・指導を行いました。

○課題

今後も引き続き立入検査、指導を行い、適正処理の推進を図る必要があります。

■PCB廃棄物保管状況届出受理・指導事務【産業廃棄物指導課】

○実施状況

「PCB廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」に基づき、PCBを使用したコンデンサーなどを保有している者は、処理が行われるまで、毎年その保管状況を報告することが義務付けられています。本市では、保管状況等届出書に基づき、立入検査等によりPCB廃棄物の適正保管を指導しています。

平成29年度の届出件数は460件でした。また、届出に基づいた立入検査を82件行い、適正な保管が行われるよう指導しました。

PCB廃棄物保管事業者に対する指導実施状況

	平成24 年度	平成25 年度	平成26 年度	平成27 年度	平成28 年度	平成29 年度
届出件数(件)	475	475	483	490	499	460
立入検査件数(件)	103	105	106	110	103	82

○課題

PCB廃棄物の適正処理を推進するため、保管事業者へPCB廃棄物の処理に関する情報提供を行う必要があります。

また、現在使用中のPCB含有の可能性が高い電気機器については、保有する事業者に対し調査を行うよう要請するとともに、使用をやめた際の適正保管などの処理方法について周知を徹底する必要があります。

■不法投棄対策事業【産業廃棄物指導課】

○実施状況

廃棄物の不適正事案は、全体の把握が困難な広い場所や、高い塀で囲まれた場所が多く、廃棄物の保管等の全容確認が困難な事例が数多くあります。

このため、ドローンを用いて上空から監視することで、迅速に廃棄物の不適正な保管等の状況を把握できるようになり、行為者への早期の指導が可能となりました。

○課題

廃棄物の不適正事案の指導・解決には、早期に廃棄物の不適正な状況を発見することが非常に重要です。今後も、廃棄物の不適正事案の早期発見、早期指導に努めます。

《エコ・ラム8》 廃棄物の監視にドローンを活用しています

毎年作成している不法投棄マップの表紙写真の撮影にドローンを使用しました（撮影場所：西区の荒川河川敷上空）。高解像度の写真撮影により、廃棄物が不適切に扱われている状態の確認が鮮明に行うことができます。

また、廃棄物が大量に放置されている場所は、容易に人が立ち入ることができないことも多く、これまでは危険が伴うため、廃棄物の現況確認が非常に困難でした。

ドローンにより、このような場所の撮影も容易になるため、廃棄物の現在の状況を正確に把握することが可能となりました。

平成29年度 さいたま市 不法投棄マップ

不法投棄マップの目的

さいたま市では、市民や事業者との協働により市内の不法投棄対策に取り組んでいますが、無くなる不法投棄による環境悪化や処理費用など、その対応に大変苦慮しています。そのため、不法投棄の現状を公表し多くの人に実態を知っていただき、不法投棄対策に活用できるよう「さいたま市不法投棄マップ」を作成しました。

▼実際に市内に不法投棄された状況です。近年、不法投棄は小規模多発化しており、見沼たんぼなどの田圃エリアや河川敷に不法投棄が集中しています。また、地デジ化に伴い、ブラウン管テレビの不法投棄が未だ高い割合を占めていますが、液晶テレビ、プラズマテレビの不法投棄も増加しています。

不法投棄マップとは

さいたま市では不法投棄の対策として、警備会社に委託し市内のバトロールを実施しています。不法投棄の多い区域を中心に365日休まずバトロールすることにより、不法投棄を未然に防止するとともに不法投棄されたしまった廃棄物を迅速に発見し、重大な事故等を未然に防止することが出来ます。「さいたま市不法投棄マップ」は、1年間(平成29年4月1日～平成30年3月31日)の夜間バトロール中に発見した不法投棄のデータをまとめたものです。

さいたま市不法投棄110番

さいたま市では、バトロール等の監視体制を強化しておりますが、不法投棄を撲滅するには市民のみなさまによる監視の目も必要となります。そこで、不法投棄に関する市民からの情報をいつでも受けられるよう24時間受付可能なフリーダイヤルの専用電話を平成26年4月1日より設置しました。